

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。
この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和６年１２月１８日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| (１) 物品・委託役務の名称 | 東広島市立中央図書館トイレ修繕 |
| (２) 物品・委託役務管理番号 | 18060125 |
| (３) 物品委託役務内容 | 東広島市立中央図書館のトイレの洋式化等改修を行うもの。 |
| (４) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から令和７年３月２８日まで |
| (５) 納入・履行（就業）場所 | 東広島市立中央図書館 |
| (６) 予定価格 | 非公表 |
| (７) 最低制限価格 | なし |
| (８) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (９) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 修繕請負契約約款 |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和３年１月１日から令和６年１２月３１日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	修繕＞備品・施設<小規模>修繕 設備類
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和６年８月１９日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の２（１）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	令和6年12月18日	東広島市ホームページに掲載するとともに、東広島市総務部契約課（契約担当所属）で閲覧に供する。 閲覧場所は、「6 問い合わせ先（契約担当所属）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和6年12月18日～ 令和7年1月15日	東広島市ホームページに掲載するとともに、契約担当所属で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当所属とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和6年12月18日～ 令和6年12月25日 （午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（入札心得別記様式第1号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 生涯学習部 生涯学習課（発注担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館2階） 電話番号 082-420-0979 / ファクシミリ番号 082-422-1610 質問書提出期間後の質問は受け付けない。 質問書の様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
カ 回答書閲覧期間	令和7年1月6日～ 令和7年1月15日	東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和7年1月10日～ 令和7年1月14日 （午前9時00分～午後5時00分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は、入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）。 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和7年1月15日 午前11時20分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立会いの有無に関わらず、初度の入札参加者（当該入札が無効となったものを除く。）が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は、初度の入札に参加した者に対してファクシミリにより通知する。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当所属）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。
格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
格要件の審査のために必要であると認めるときは、期限を定めて格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当所属）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファクシミリ番号 082-431-0077

東広島市立中央図書館トイレ修繕 仕様書

- 1 修繕名 東広島市立中央図書館トイレ修繕
- 2 履行場所 東広島市立中央図書館
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月28日まで

4 概要

(1) 修繕内容について

ア 次の場所の和式便器を洋式便器に改修し、関連給排水管と接続する。

場所	個数	参考型式
職員用女子トイレ1F	1基	CFS494MNNRS#NW1
職員用女子トイレ2F	1基	CFS494MNNRS#NW1

イ 便座を暖房便座機能及び洗浄機能及び擬音装置付き便座に更新する。なお、関連する電気設備の整備も含む。

ウ トイレットペーパーホルダー、手摺は便座の位置に合わせて設置する。

エ 上記の結果不要となる排水管等の撤去、不要なビス穴の簡易補修、モルタル等による和式便器設置場所の埋戻し、タイル補修等を行う。

※便器交換やトイレットペーパーホルダー、手摺の付け替えにより壁を剥がした部分はモルタルにより補強する。

5 作業位置図

別紙1「修繕箇所図」及び別紙2「現況写真」のとおり。

6 使用材料の仕様及び作業上の注意等

- (1) 使用材料に添付の取扱説明書等に記載のない事項については、国土交通省官庁営繕部が制定した最新版の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）に定めるところによる。
- (2) 「4 概要（1）修繕内容について」に記載した参考型式以外の機材を使用するときは、参考型式と同等以上の品質・性能を有することを示す書類を発注者に提出し、事前に承認を得ること。
- (3) 本修繕は、関係する法令等を遵守して実施すること。

7 事前見学等

修繕箇所の事前確認は、事前に申し出た上で、令和6年12月24日までに発注者が認めた時間帯において見学を認めることとする。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出するこ

ととする。

(質問書提出期限：令和6年12月25日)

8 その他

- (1) 本修繕の実施に際し、受注者は履行場所の施設の運営に影響が出ないように配慮すること。
- (2) 本修繕の実施期間中、履行場所の施設利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。
- (3) 本修繕の作業日程は、あらかじめ発注者と協議すること。
- (4) 受注者は、本修繕の実施に当たり修繕請負契約約款（以下「約款」という。）第11条により修繕実施責任者を定めて発注者に通知すること。
- (5) 本修繕では、作業員の安全に十分配慮すること。
- (6) 本修繕において必要となる電気、水道用水は履行場所にある設備を使用できるものとする。
- (7) 本修繕の実施に当たっては、原材料の包装紙等を散在させることのないよう配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。また、火気の取扱に注意すること。
- (8) 本修繕に当たり交換する等により取り外された部品等については、発注者の指示のあったものを除いて受注者の責任において適切に処分すること。
- (9) 修繕の各実施段階において、作業前・作業後の写真撮影を行い、作業記録として修繕完了後に提出すること。ただし、発注者が指示した場合は本修繕の完了前であっても写真の提出に応じること。修繕完了後、修繕箇所が目視できない箇所については修繕作業中の写真も撮影すること。
- (10) 本修繕に係る契約不適合責任は約款に定めるとおりとし、修繕に関わる製品等のメーカー保証書を提出すること。
- (11) 本修繕に当たり、建物又は備品等を損傷したときは、受注者の責任と負担により復旧すること。
- (12) 本修繕の実施中に受注者の責めに帰すべき事由により、修繕を継続できなくなったときは、速やかに作業を中止して発注者に報告の上、発注者の指示のもと復旧すること。
- (13) 発注者は、東広島市物品の調達等に係る契約における暴力団等の排除に関する要綱（平成21年東広島市訓令第47号）に定める事項を遵守した履行管理を行うので、受注者は、同要綱第5条に定める不当介入を受ける等の事態となったときは、速やかに発注者に報告すること。
- (14) 本修繕に際し、本修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
- (15) その他、本修繕に関して疑義が生じた場合には、双方協議の上決定する。

9 部分払い

- (1) 本修繕は、改修修繕できた箇所から部分払金を請求できるものとする。
- (2) 部分払金を請求しようとするときは、当該作業報告を行っていないなければならない。

10 問い合わせ先

(1) 発注担当課

東広島市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課 地域の学びの企画係

電話 082-420-0979

FAX 082-422-1610

(2) 修繕対象施設

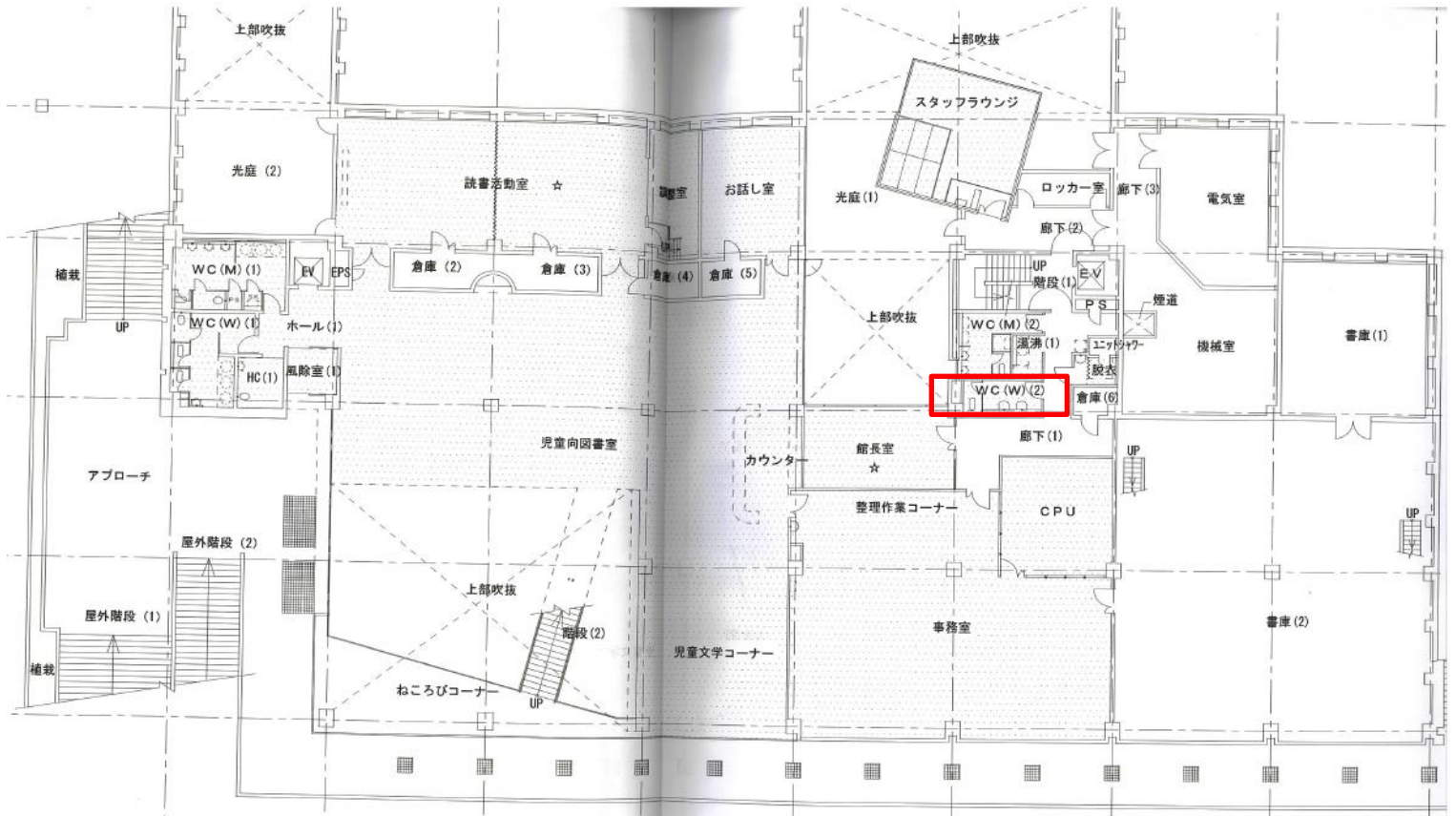
(施設名) 東広島市立中央図書館

(所在地) 東広島市西条中央七丁目 25 番 11 号

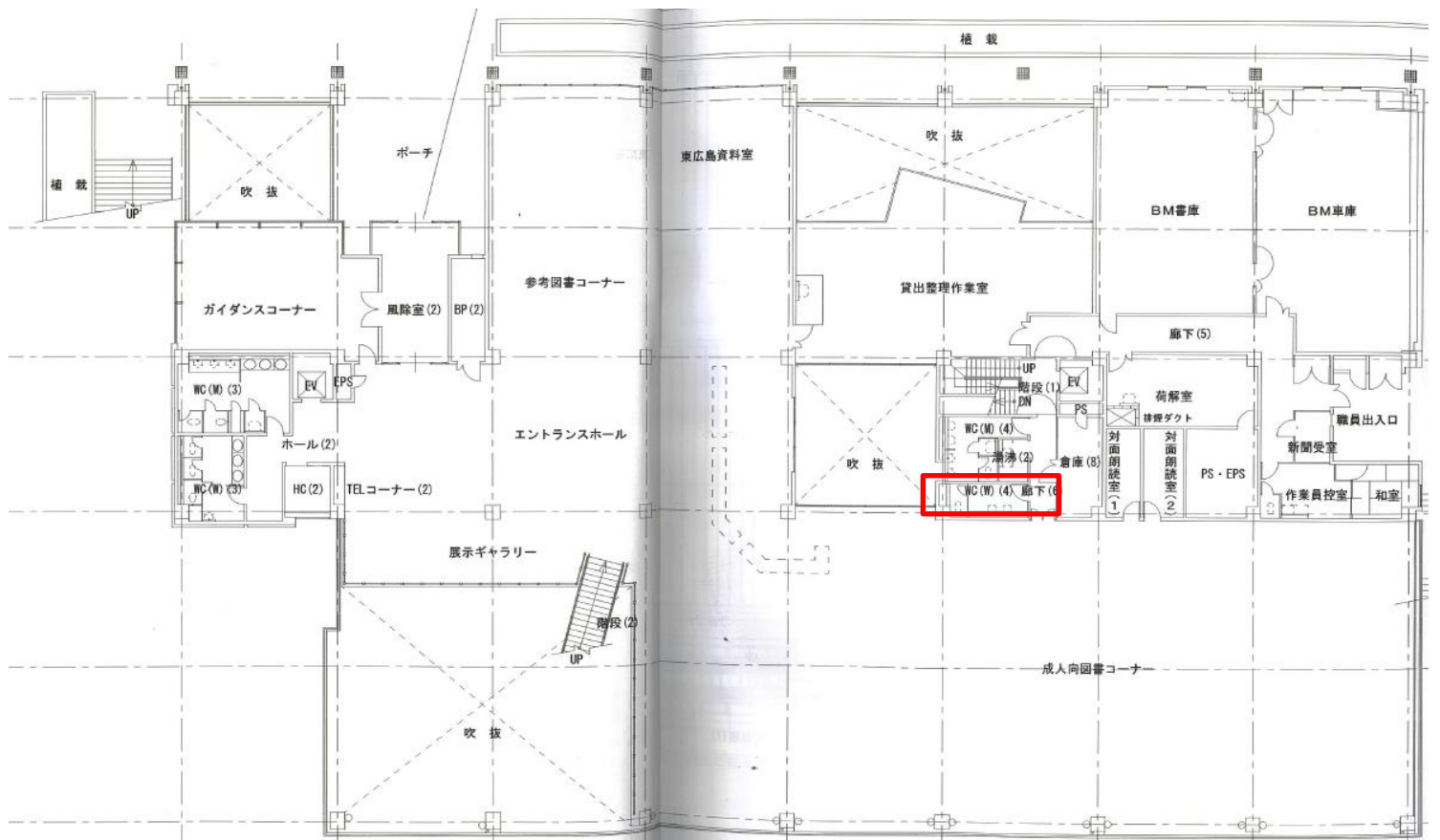
電話 082-422-9449

修繕箇所図

東広島市立中央図書館 職員用女子トイレ (1 F)



東広島市立中央図書館 職員用女子トイレ (2 F)



現況写真

職員用女子トイレ（1 F）



職員用女子トイレ（2 F）

